

熊本市中小企業振興助成条例

昭和 45 年 3 月 18 日

条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市内の中小企業に対する各種の助成措置について定め、中小企業の創業及び経営基盤の強化並びに中小企業構造の高度化を促進し、もって本市産業の振興を図ることを目的とする。

(平 14 条例 44・平 14 条例 45・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定するものをいう。
- (2) 中小企業団体 次に掲げる団体又は組合であつて、その構成員の多数が本市内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者をもって組織されたものをいう。
 - ア 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項に規定する団体
 - イ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する組合
 - ウ 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)第 2 条に規定する組合
 - エ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和 32 年法律第 164 号)第 3 条に規定する組合
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。
- (4) 設備 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和 31 年法律第 115 号)及び規則で定めるものにより資金の貸付けが決定された設備をいう。
- (5) 高度化施設 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14 年法律第 147 号)及び規則で定めるものにより資金の貸付けが決定された施設をいう。
- (6) 金融機関 中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び商工組合中央金庫をいう。

(昭 63 条例 12・平 12 条例 6・平 14 条例 44・平 14 条例 45・一部改正)

(助成措置)

第 3 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため次に掲げる助成を行う。

- (1) 事業助成金
- (2) 利子補助金
- (3) 融資のあっせん

(4) 便宜の供与

(平 14 条例 44・平 14 条例 45・一部改正)

(事業助成金)

第 4 条 市長は、中小企業者等が次の各号の一に該当する場合は、予算の範囲内において事業助成金を交付することができる。

(1) 中小企業者が、中小企業団体であって市長が認めたものを組織し、運営を開始したとき。

(2) 中小企業団体が、高度化施設又はこれに準ずる施設で市長が認めたもの(以下「高度化施設等」という。)を本市内に設置し、又は拡充したとき。

2 事業助成金の額は、規則で定める。

(昭 47 条例 8・昭 63 条例 12・平 14 条例 44・一部改正)

(利子補助金)

第 5 条 市長は、中小企業者等が金融機関から融資を受けて設備を本市内に設置し、又は拡充したときは、予算の範囲内において利子補助金を交付することができる。

2 利子補助金の額は、金融機関がした前項に係る融資の融資残高の 100 分の 2 に相当する額以内とする。

3 利子補助金の交付の期間は、3 箇年以内とする。

(平 14 条例 45・一部改正)

(融資のあっせん)

第 6 条 市長は、中小企業者等が設備、高度化施設等又は従業員の福利厚生施設を本市内に設置若しくは拡充しようとするときは、それに必要な資金の融資のあっせんを行うことができる。

(平 14 条例 44・平 14 条例 45・一部改正)

(便宜の供与)

第 7 条 市長は、中小企業者等が次の各号の一に該当する場合で本市産業振興上必要と認めるときは、次項に掲げる便宜を供与することができる。

(1) 中小企業者が、中小企業団体であって市長が認めたものを組織しようとするとき又は設備を本市内に設置若しくは拡充しようとするとき。

(2) 中小企業団体が、設備又は高度化施設等を本市内に設置若しくは拡充しようとするとき

2 便宜の供与は、次のとおりとする。

(1) 用地のあっせん及び労働力の確保に関すること。

(2) 道路その他の公共的施設の整備に関すること。

(3) 情報及び資料の提供

(4) その他市長が必要と認めるもの

(平 14 条例 44・平 14 条例 45・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 3 月 29 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 24 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 30 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条中第 2 条第 4 号の改正規定(「中小企業近代化資金等助成法」を「小規模企業者等設備導入資金助成法」に改める部分に限る。)は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 24 日条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 25 日条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。